

新型コロナウイルス感染症に関する 事業者の皆様へのお願い

政府は、新型コロナウイルス感染症に対する緊急事態宣言を5月31日までの延長を決定しました。

新潟県など特定警戒都道府県以外では、感染拡大の防止と社会経済活動の維持との両立に配慮した取組へ段階的に移行することとなりますが、専門家会議が提言しました「新しい生活様式」の実践による感染防止対策が重要となってきます。

事業者の皆様におかれましては、引き続き、感染防止 対策の徹底をお願いいたします。

感染予防に関しましては、専門家会議や新潟県から示されていますので、参考としてください。

【新潟県知事メッセージ抜粋】

国の専門家会議が提唱する「新しい生活様式」、例えば、外出におけるマスクの着用、人と人との間隔を確保すること、3つの密を徹底的に避けること、多人数での会食や懇親会を控えることなどを実践していただきたいと思います。その上で、不要不急の都道府県をまたいだ移動や、繁華街における接待を伴う飲食店等への外出については、引き続き自粛の継続をお願いしたいと思います。

次に、事業者の皆様には、感染リスクが高い遊興施設、遊戯施設、運動施設について、引き続き2週間、休業を要請いたします。

その他の事業者の皆様におかれては、専門家会議が提言する感染拡大予防策の徹底をお願いいたします。